

# 熊本県公報

第 1 1 2 4 9 号  
平成 17 年 4 月 13 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 1
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 2
- 指定介護療養型医療施設の指定……………( " ) 2
- "……………( " ) 3
- 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定……………( " ) 3
- 租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務  
処理要綱の一部改正……………(土地資源対策課) 3
- 租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務  
処理要綱の一部改正……………( " ) 3
- 熊本県収入証紙売りさばき業務の廃止……………(会計課) 4
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 4
- 屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指  
定……………(都市計画課) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 8
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………( " ) 8
- 指定居宅サービス事業所の指定……………( " ) 8
- "……………( " ) 8
- "……………( " ) 8
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止……………(障害者支援総室) 9
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………( " ) 9
- 道路の区域決定……………(道路総務課) 9
- 道路の区域変更……………( " ) 9
- "……………( " ) 11
- 熊本県健康センター使用料収納事務委託……………(健康づくり推進課) 12

**公 告**

- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計  
画……………(水産振興課) 12
- 公共測量の終了……………(監理課) 16
- 救助技術大会競技施設の賃貸借……………(防災消防課) 16
- 「熊本県庁で使用する電気」の入札結果の公示……………(管財課) 17
- 開発行為の工事完了……………(建築課) 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 18
- "……………( " ) 18
- 換地計画の決定及び公告・縦覧……………(農地建設課) 19

**正 誤**

- 平成 17 年 4 月 1 日熊本県選挙管理委員会告示第 17 号(熊本県選挙管  
理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する  
規程) 中……………(選挙管理委員会) 19

## 告 示

**熊本県告示第 450 号**  
結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。  
平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令 番号	所在地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
58	球磨郡多良木町多良木 2834	犬童耳鼻咽喉科	球磨郡多良木町多良木 2834	医療法人犬童会理事 長犬童直哉	平成 17 年 2 月 1 日

59	本渡市小松原町 16番13号	木山・中村クリ ニック	本渡市小松原町16 番13号	医療法人萌悠会理事 長木山茂	平成17年 1月1日
60	人吉市宝来町 1285番地の5	小林脳神経外科	人吉市宝来町1285 番地の5	医療法人暁清会理事 長小林清市	平成17年 3月1日
61	阿蘇市黒川1484 番地	市原胃腸科外科医 院	阿蘇市黒川1484番 地	医療法人社団恒仁会 理事長市原正史	平成17年 3月4日
62	天草郡河浦町大字 白木河内227番地7	河浦薬局	長崎県南高来郡口之 津町甲1191-2	有限会社木山ファー マシー代表取締役木 山為彦	平成17年 4月1日
63	玉名市中1686-1	ひがし成人・循環 器科クリニック	熊本市横手五丁目 14-19	東 隆行	平成17年 4月1日
64	上益城郡御船町御 船1074	みすみや薬局	上益城郡御船町大字 滝川1053	有限会社みすみや薬 局代表取締役杉本勇 吉	平成17年 4月1日
65	菊池郡菊陽町大字 津久礼3009番地3	さくら調剤薬局菊 陽店	人吉市土手町37番 地	アドバンス株式会社 代表取締役中村明博	平成17年 4月1日

## 熊本県告示第451号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名 称	開 設 者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
球磨郡多良木町多 良木2834	犬童耳鼻咽喉科	人吉市南泉田町5番地	犬童直哉	平成17年 1月31日
本渡市小松原町 16-13	木山・中村クリ ニック	本渡市小松原町16-13	木山茂	平成16年 12月31日
球磨郡多良木町大 字多良木1388-2	時義堂やまだ薬局	球磨郡多良木町大字多 良木1388番地の2	有限会社ジギコーポー ション代表取締役山田義 次	平成17年 3月1日
人吉市宝来町 1285番地の5	小林脳神経外科	人吉市宝来町44番地3	小林清市	平成17年 2月28日
本渡市亀場町亀川 1654番地の1	本渡耳鼻咽喉科皮 膚科クリニック	本渡市亀場町亀川 1654番地の1	医療法人社団本渡市耳鼻 咽喉科皮膚科クリニック 理事長田中憲雄	平成17年 2月28日
阿蘇市黒川1484 番地	市原外科医院	阿蘇市黒川1484番地	市原正史	平成17年 3月4日

## 熊本県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
けあらんど川尻 熊本市川尻五丁目1番62号	医療法人社団絃会	平成17年2月24日

## 熊本県告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
山都町立国民健康保険蘇陽病院 上益城郡山都町滝上 526 番地	山都町	平成 17 年 2 月 11 日

**熊本県告示第 454 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
国民健康保険蘇陽病院 阿蘇郡蘇陽町大字滝上 526 番地	蘇陽町清和村病院組合	平成 17 年 2 月 10 日

**熊本県告示第 455 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【認知症対応型共同生活介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム マーブルおがわ 宇城市小川町河江 192 番地 1	株式会社マーブルジャパン	平成 17 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 456 号**

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱（昭和 61 年 12 月 20 日熊本県告示第 941 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号」に、「第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

第 1 号様式中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号及び第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号又は第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

第 2 号様式中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号」に、「第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

第 3 号様式中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号」に、「第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

第 4 号様式中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号」に、「第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

第 5 号様式中「第 18 条の 5 第 11 項第 4 号」を「第 19 条第 12 項第 4 号」に、「第 38 条の 5 第 9 項第 4 号」を「第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第 457 号**

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱（昭和 61 年 12 月 20 日熊本県告示第 942 号）の一部を次のように改正する。